

《会計・税務の知識》（スタートアップ支援関連記事）ストックオプション 課税の見直し（1）

はじめに

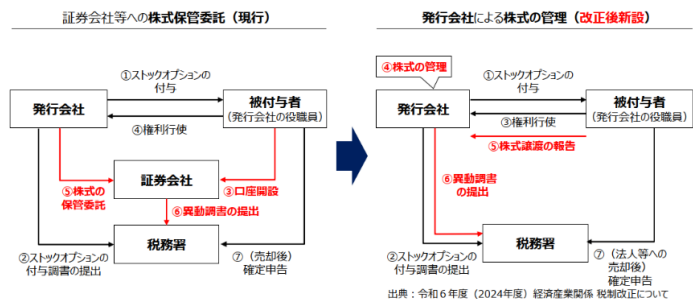
ストックオプションにかかる課税について、昨年5月に公表された国税庁の「信託型ストックオプションの行使益は給与課税」との見解はスタートアップ界隈の多くの人が驚きました。一方で、令和6年度税制改正大綱で示された内容や行使価額算定ルールの明示化により、ストックオプション制度は大幅に活用しやすくなっています。

今回の記事では、令和6年度税制改正大綱で示された、株式保管要件の緩和、年間の権利行使価額の限度額の引上げ、社外高度人材に対するストックオプション税制の拡充を説明します。

1. 株式保管要件の緩和

税制適格ストックオプションの主な要件として、証券会社等と契約し、専用の口座を従業員ごとに開設した上で当該株式を保管委託する必要がありますが、こうした対応には、金銭コスト・時間・手続負担がかかることに加え、スタートアップの円滑なM&AによるEXITを阻害するとの意見もあります。

このような状況を踏まえ、譲渡制限株式会社について、発行会社による株式の管理等がされる場合には、証券会社等による株式の保管委託に代えて発行会社による株式の管理も可能とする改正が行われます。これに伴い、保管委託要件を満たす事が困難であった上場準備会社以外の非上場会社での税制適格ストックオプションの普及が進むことも予想されます。



2. 年間の権利行使価額の限度額の引上げ

ユニコーン企業を目指してスタートアップが大きく成長するためには、レイト期から上場前後の企業価値が高くなった時期に更なる成長に必要な優秀な人材を採用する必要があると考えられます。

こうした事情を背景に、スタートアップの人材獲得力向上のため、一定の株式会社が付与するストックオプションについて年間の権利行使価額の限度額の引上げが行われます。

	改正前	改正後		
		非上場	上場	
設立5年未満	上限額1,200万円 (設立年数及び上場・非上場は問わない)	2,400万円		
設立5年以上 20年未満		非上場	3,600万円	-
		上場後5年未満 上場後5年以上	-	3,600万円
設立20年以上		-	-	1,200万円

出典：令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について

3. 社外高度人材に対するストックオプション税制の拡充

社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、対象者の範囲が狭く、認定に伴う手続がスタートアップの負担になっているとの声があります。

こうした事情を背景に、スタートアップが社外人材を円滑に活用できるよう、ストックオプション税制の対象となる社外高度人材の範囲拡充が行われます。

具体的には、新たに非上場企業の役員経験者等を追加し、国家資格保有者等に求めていた3年以上の実務経験の要件の撤廃等があります。

	改正前		改正後	
国家資格 (弁護士・会計士等)	国家資格を保有	3年以上の実務経験	国家資格を保有	削除
博士	博士の学位を保有	3年以上の実務経験	博士の学位を保有	削除
高度専門職	高度専門職の在留資格をもって在留	3年以上の実務経験	高度専門職の在留資格をもって在留	削除
教授・准教授	なし		教授・准教授	
企業の役員経験者	上場企業で	3年以上の実務経験	上場企業又は一定の非上場企業で	役員・執行役員等（重要な役職）の経験が1年以上
先導人材	将来成長発展が期待される分野の先導的な人材育成事業に選定された従事している者		変更なし	
エンツピャ・営業担当 者・資金調達従事者等	過去 10年間	製品又は役職の開発に2年以上従事	過去 10年間	製品又は役職の開発に2年以上従事 製品又は役職の販売活動に2年以上従事 資金調達活動に2年以上従事

出典：令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について

おわりに

適用時期は税制大綱では明記されておりませんが、経済産業省に問い合わせたところ、令和6年4月1日から適用される見込みです。次回は、ストックオプションに係る株価算定ルールについて説明します。（担当：園田）